

令和7年9月岡山県議会定例会提出予定案件

令和7年8月29日

件 名		内 容		
1 予算案件 (2)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和7年度岡山県一般会計補正予算(第3号)		778,922,016	1,227,411	780,149,427
特別会計 令和7年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)		繰越明許費補正 福島地区造成事業		
2 事件案件 (6)	1 工事請負契約の締結について (3)	◎岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業通信基盤整備工事 工 期 議決の日から令和10年3月31日まで 請負金額 2,992,000,000円 請 負 人 岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業通信基盤整備工事日本無線・山陽電子工業建設工事共同企業体 ◎国道486号公共道路工事(新川辺橋張出歩道その2) 工 期 議決の日から令和9年8月3日まで 請負金額 486,200,000円 請 負 人 株式会社 サンベルコ ◎水島警察署建替第2期本館棟建築工事 工 期 議決の日から令和9年5月31日まで 請負金額 1,774,080,000円 請 負 人 水島警察署建替第2期本館棟建築工事アイサワ工業(株)・梶岡建設(株)建設工事共同企業体		
	2 令和6年度地方公営企業会計における決算認定等について (3)	◎令和6年度岡山県営電気事業会計における剰余金の処分及び決算認定について ◎令和6年度岡山県営工業用水道事業会計における剰余金の処分及び決算認定について ◎令和6年度岡山県流域下水道事業会計の決算認定について		
3 条例案件 (8)	別紙のとおり			
4 そ の 他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 4件 1,615,794円 ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金の返還請求に関する訴えの提起について 1件		

件 名		内 容
		◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 1 件 ◎農業改良資金貸付金の違約金返還請求に関する和解について 1 件
	非強制徴収債権の放棄について	岡山県債権管理条例第14条の規定により報告するもの ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金 ◎地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金
	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果について（1 法人）	地方独立行政法人法第28条第 5 項の規定により報告するもの ◎地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター
	地方独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について（1 法人）	地方独立行政法人法第78条の 2 第 6 項の規定により報告するもの ◎公立大学法人 岡山県立大学
	地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、同法第221条第 3 項に規定する法人の経営状況を説明する書類の提出について（26法人）	◎岡山県土地開発公社 ◎公立大学法人 岡山県立大学 ◎地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター ◎株式会社吉備高原都市サービス ◎井原鉄道株式会社 ◎岡山空港ターミナル株式会社 ◎一般財団法人 岡山県国際交流協会 ◎公益財団法人 児島湖流域水質保全基金 ◎公益財団法人 岡山県郷土文化財団 ◎公益財団法人 岡山県スポーツ協会 ◎公益財団法人 岡山県健康づくり財団 ◎公益財団法人 岡山県生活衛生営業指導センター ◎公益財団法人 岡山県動物愛護財団 ◎一般財団法人 岡山セラミックス技術振興財団 ◎株式会社オービス ◎公益財団法人 岡山県産業振興財団 ◎公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団 ◎公益財団法人 中国四国酪農大学校 ◎株式会社岡山県食肉センター ◎公益財団法人 岡山県林業振興基金 ◎公益財団法人 岡山県水産振興協会 ◎一般財団法人 吉井川水源地域対策基金 ◎水島港国際物流センター株式会社 ◎公益財団法人 倉敷スポーツ公園 ◎公益財団法人 岡山県下水道公社 ◎公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター
	岡山県国民保護計画の変更について	◎武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第 6 項及び第 8 項の規定により報告するもの

番号	題 名	提 案 課	概 要
1	岡山県公布式条例の一部を改正する条例	総務学事課	地方自治法の一部改正に鑑み、岡山県条例の公布に当たって知事が行う署名に、電子署名を含むこととする等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 岡山県条例の公布に当たって知事が行う署名に、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に規定する電子署名を含むこととする。 2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 条例の公布の日)
2	岡山県税条例の一部を改正する条例	税 務 課	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 岡山県税条例において引用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 (施行期日 条例の公布の日)
3	岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	市 町 村 課	公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、国政選挙に準じて岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙におけるビラの作成等の公営に係る公費負担の限度額の算定に用いる 1 枚当たりの単価を引き上げる等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 ビラの作成の公営に係る公費負担の限度額の算定に用いる 1 枚当たりの単価を次のように引き上げる。 (1) 作成枚数が 50,000 枚以下である場合 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \rightarrow 8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭}$ (2) 作成枚数が 50,000 枚を超える場合 $\frac{386,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}}$ ↓ $\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}}$ 2 ポスターの作成の公営に係る公費負担の限度額の算定に用いる 1 枚当たりの単価を次のように引き上げる。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 $\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ ↓ $\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 $\frac{28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 586,905 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ ↓ $\frac{30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 609,690 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$

番号	題 名	提 案 課	概 要
			3 その他規定の整備を行う。 （ 施行期日 条例の公布の日。ただし、 3については、令和8年1月1日 ）
4	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例	指導監査課 子ども家庭課	児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 次の条例において引用する児童福祉法の条項について、規定の整備を行う。 1 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 2 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 3 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 （施行期日 条例の公布の日）
5	介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例において引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 （施行期日 令和7年11月20日）
6	岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	耕 地 課	土地改良法の一部改正に鑑み、農地中間管理機構関連事業の定義に、市町村が行う当該事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業を加える等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 農地中間管理機構関連事業の定義に、市町村が行う当該事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業を加える。 2 農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して農地中間管理機構に農業の経営若しくは農作業の委託をした期間若しくは農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらの期間を合算した期間が15年以上であるとき又は当該期間に連続して農地中間管理機構が当該農地中間管理機構関連事業に係る農用地の所有権を取得する場合にあっては、特別徴収金を徴収しないこととする。 3 農地中間管理機構関連事業のうち市町村が行うものの特別徴収金の額は、当該農地中間管理機構関連事業につき県が交付する補助金の額（当該農地中間管理機構関連事業につき国が交付する補助金の額を除く。）に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該農地中間管理機

番号	題 名	提 案 課	概 要
			構関連事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該農地中間管理機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額とする。 4 その他規定の整備を行う。 (施行期日 条例の公布の日)
7	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例	会 計 課	契約事務を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、長期継続契約を締結することができる契約に、ソフトウェアを提供し県の利用に供する業務等の提供を受ける契約を加える等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約に、次の役務の提供を受ける契約を加える。 (1) ソフトウェアを提供し、県の利用に供する業務 (2) クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）業務 2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 条例の公布の日)
8	岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例	警 察 本 部	警察法施行令の一部改正に伴い、警察官及び交通巡視員に対し支給する被服の品目からスカートを除くものである。 【主な内容】 警察官及び交通巡視員に対し支給する被服の品目からスカートを除くこととする。 (施行期日 条例の公布の日)